

改正

平成22年 3 月25日規則第 7 号
平成22年 4 月 1 日規則第13号
平成25年 4 月 1 日規則第26号
平成26年 4 月 1 日規則第32号
平成27年 4 月 1 日規則第49号
平成30年 3 月23日規則第 4 号
平成31年 4 月 1 日規則第16号
令和 3 年12月 1 日規則第106号
令和 5 年 4 月 1 日規則第20号

岩国市都市公園条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岩国市都市公園条例（平成18年条例第234号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定公園施設に係る構造等基準)

第 1 条の 2 条例第 2 条の 5 の規定により規則で定める特定公園施設の設置に関する基準（以下「構造等基準」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(行為の許可申請手続)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項の規定により都市公園内における行為の許可又は同条第 3 項の規定により許可を受けた事項の変更の許可を申請しようとする者は、公園内行為許可申請書（様式第 1 号）又は公園内行為許可事項変更許可申請書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、必要に応じて次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 物品の販売その他これらに類する行為をする場合には、販売品目、販売価格、販売時間、販売人員、収支概算等を記載した物品の販売の計画書及び申請者の能力を証する書類
- (2) 募金その他これらに類する行為をする場合には、募金趣意書及び募金計画書
- (3) 業として写真を撮影する場合には、営業種目、営業時間、料金、撮影機の台数、収支概算等を記載した営業計画書及び申請者の能力を証する書類
- (4) 業として映画の撮影を行う場合には、撮影の目的、期間及び撮影のための人員、利用場所等を記載した計画書並びに現場責任者の住所、氏名及び資格を証する書類
- (5) 臨時に会費を徴して写真コンテスト又は撮影会を行う場合には、目的、参集人員、会費等を記載した会合の計画書
- (6) 臨時に料金を徴して行う映画会その他の興行を行う場合には、目的、内容、開催回数、収容予定人員、料金、収支概算等を記載した事業計画書並びに現場責任者の住所、氏名及び資格を証する書類
- (7) 競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会その他これらに類する行為をする場合には、会合の目的、利用期間、利用場所、料金、附属施設及び会合の運営管理に関する事項

等を記載した計画書並びに現場責任者の住所、氏名及び資格を証する書類

(8) 許可を受けた事項を変更しようとする場合において、前各号の添付書類の変更を必要とする場合には、当該変更書類

3 市長は、前項第1号から第3号までに規定する者については、必要に応じ身元保証人を立てさせることができる。

(施設の設置又は管理の許可の申請手続)

第3条 公園施設の設置若しくは管理の許可又は許可を受けた事項の変更の許可を申請しようとする者は、申請書(それぞれの場合に応じて様式第2号から様式第4号まで)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 公園施設設置の場合は、次に掲げる書類

ア 設計書、図面及び仕様書

イ 創設経費概算書

ウ 事業計画書及び収支概算書

エ 供用及び管理に関する計画書

オ 申請者が法人又はこれに準ずる団体の場合には、定款又はこれに類する書類、登記事項証明書(法人のみ)、最近の事業年度における財産目録、貸借対照表及び役員名簿並びに許可申請に関する意思決定を証する書類

(2) 公園施設管理の場合には、前号イからオまでに掲げる書類

(3) 公園施設の設置又は管理の許可を変更しようとする場合において、既設施設の構造の変更を伴うときは、変更前後の設計書、図面及び仕様書

(連帯保証人)

第4条 市長は、必要があると認めるときは、公園施設の設置又は管理を許可する際に、申請者に連帯保証人を立てさせることができる。

2 連帯保証人は、引き続き1年以上本市に在住し、かつ、弁済の資力を有する者でなければならない。

3 連帯保証人の保証の範囲は、使用料及び年5パーセントによる延滞利息、損害賠償金その他許可に係る義務を含むものとする。ただし、市長が別にその範囲を定める場合は、この限りでない。

(保証金)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、公園施設の設置又は管理を許可した者から、当該使用料の3か月相当額を保証金として、納付させることができる。保証金は、納付を命じた日から10日以内に納付しなければならない。

2 前項の保証金は、未納使用料及びその年5パーセントによる延滞利息、損害賠償金その他市長が設置(管理)者に代わって行った許可に係る義務行為の費用に充当するものとする。ただし、市長が別にその範囲を定めるときは、この限りでない。

3 第1項の保証金は、当該許可期間(許可に係る義務の履行がある場合においては、当該義務の履行)が終了したとき返還する。

4 市長は、必要があると認めるときは、第1項の保証金のほか、公園施設設置の許可を受けた者から、施設設置の工事費の10分の1を超えない範囲内で、工事を施行させるた

めの保証金（以下「工事保証金」という。）を納付させることができる。

5 前項の工事保証金は、工事が完了したとき返還する。

6 保証金及び工事保証金には、利子を付けない。

（休憩所等の料金）

第6条 公園施設が休憩所、売店、軽飲食店、宿泊所、駐車場その他有料で公開される施設である場合においては、当該施設の設置又は管理をする者は、その販売品目、料金等を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 前項により承認を得た料金等は、利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

（施設の設置又は管理許可更新の申請手続）

第7条 公園施設の設置又は管理の許可を受けた者が、当該許可を更新しようとするときは、許可期間満了の1か月前までに、公園施設設置（管理）許可更新申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（占用許可の申請手続）

第8条 公園占用の許可又は許可を受けた事項の変更の許可を申請しようとする者は、公園占用許可申請書（様式第6号）又は公園占用許可事項変更許可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 占用許可の場合には、設計書、図面及び仕様書

（2） 占用の許可を受けた事項を変更しようとする場合において、占用工作物、物件又は施設の構造の変更を伴うときは、変更前後の設計書、図面及び仕様書

（占用許可更新の申請手続）

第9条 占用許可を受けた者が当該許可を更新しようとするときは、当該許可期間の満了の15日前までに公園占用許可更新申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（公示の場所）

第10条 条例第13条第1項第1号の規則で定める場所は、岩国市公告式条例（平成18年条例第3号）第2条第2項の掲示場とする。

（保管工作物等一覧簿）

第11条 条例第13条第2項の保管工作物等一覧簿は、様式第8号によるものとする。

2 条例第13条第2項の規則で定める場所は、都市開発部公園施設課とする。

（受領書）

第12条 条例第16条の規則で定める受領書は、様式第9号によるものとする。

（届出の様式）

第13条 条例第18条の規定による届出は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（1） 条例第18条第1号の場合 7日以内に公園施設設置完了届（様式第10号）又は公園占用工事完了届（様式第11号）により行う。

（2） 条例第18条第2号の場合 7日以内に公園施設設置（管理）廃止届（様式第12号）又は公園占用廃止届（様式第13号）に原状回復の方法、時期等を記載した書類を添付して行う。

(3) 条例第18条第3号に掲げる場合 7日以内に公園原状回復届(様式第14号)により行う。

(4) 条例第18条第4号又は第6号に掲げる場合 7日以内に公園内における監督処分に伴う工事の完了届(様式第15号)により行う。

(5) 条例第18条第5号に掲げる場合 30日以内に公園構成土地物件に関する権利変動届(様式第16号)に権利の移転を証する書類(登記事項証明書等)を添付して行う。
(許可証の交付)

第14条 第2条、第3条及び第7条から第9条までの規定による許可申請に係る許可証は、それぞれの申請に応じて許可証(様式第17号から様式第23号まで)を交付する。
(許可の制限)

第15条 市長は、過去において不適当と認めた行為のあった者に対しては、許可をしない。

2 市長は、許可の際必要に応じて条件を付することができる。

(使用料の還付)

第16条 条例第20条ただし書の規定による使用料の還付額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第11条第2項の規定により許可に係る利用又は行為を開始する前に当該許可を取り消した場合 全額

(2) 許可に係る利用期間中に当該許可を取り消した場合 許可を取り消した日以後の使用料の額

(3) 条例第20条ただし書の規定により自己の責めに帰することのできない理由によって、その許可に係る利用又は行為をすることができなくなった場合 全額

(4) 許可を受けた利用又は行為の開始前3日までに当該許可の取消しを申し出て、やむを得ない理由があると認めた場合 全額

2 使用料の還付請求は、使用料還付請求書(様式第24号)によるものとする。

(使用料の減免)

第17条 条例第21条の規定による使用料の減免は、次に定めるところによる。

(1) 全額を免除する場合

ア 国又は地方公共団体その他公共団体が、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため利用するとき。

イ 市が主催して行う事業のために利用するとき。

ウ 市内の公共的団体が、市内の居住者を対象としたスポーツ、レクリエーション活動等のために入場料その他これに類するものを徴収しないで利用するとき。

エ 市内の保育園等における保育活動又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校における教育活動として利用するとき。

(2) 5割を減額する場合

ア 市が共催して行う事業のために利用するとき。

イ 利用者の半数以上が、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定による戦傷病者手帳、療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)の規定による療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に

関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている団体が利用するとき。

（3） 3割を減額する場合 市の後援又は協賛を得て行う事業のために利用するとき。

2 前項に規定するもののほか、市長が特別の理由があると認めた者については、その都度定める額を減額し、又は免除する。

3 第1項及び前項に規定する使用料の減免を受けようとする者は、第2条、第3条及び第7条から第9条までの規定による許可の申請の際、使用料減免申請書（様式第25号）に第1項各号又は前項に定める事項に該当することを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補則）

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日以降最初に委嘱される協力員の任期は、第21条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則（平成22年3月25日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第17条及び第18条の改正規定、第19条から第23条までを削る改正規定並びに様式第26号を削る改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規則第26号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年4月1日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月23日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月1日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月1日規則第106号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年4月1日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第1条の2関係）

項	特定公園施設の種類	構造等基準
---	-----------	-------

1	園路及び広場	多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する園路及び広場を設ける場合には、そのうち一以上は、次に定める構造とすること。 ア 出入口は次に定める構造であること。 (ア) 有効幅員は、120cm以上であること。 (イ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。 ただし、やむを得ず生じる段差であり、かつ、当該段差が2cm以下である場合は、この限りでない。 (ウ) 車止めのための柵を設ける場合においては、当該柵の間隔は、90cmが標準であること。 (エ) 車道に接する出入口は、点状ブロック等を敷設すること等により道路との境界を容易に識別できるものとする。 (オ) 出入口からの水平距離が150cm以上の水平な部分が設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 (カ) (キ)の場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。 (キ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合には、傾斜路が併設されていること。 イ 通路は、次に定める構造であること。 (ア) 表面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げであること。 (イ) 幅は、180cm以上であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120cm以上とすることができる。 (ウ) (エ)の場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。 (エ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合には、傾斜路が併設されていること。 (オ) 縦断勾配は、4%以下であり、3%以上4%以下の部分が30m以上続く場合にあってはその途中に150cm以上の水平な部分が設けられていること。 (カ) 横断勾配は、1%以下であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2%以下とすることができる。 (キ) 路面に排水溝を設ける場合においては、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のない蓋が設けられていること。
---	--------	---

		(ク) 縁石線によって区画された敷地の部分を切り下げる場合においては、園路に接する切下げ部分の有効幅員は、120cm以上であり、勾配は、8%以下であること。 (ケ) 傾斜路を設ける場合においては、その両側に高さ10cm以上の側壁又はこれに代わるものが設けられていること。 (コ) 危険防止のために必要な箇所には、点状ブロック等が敷設されていること。 ウ 階段は、次に定める構造であること。 (ア) 両側に手すりが設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 (イ) 手すりの端部の付近には、階段に通ずる場所を示す点字が貼り付けられていること。 (ウ) 回り段が設けられていないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 (エ) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造であること。 (オ) 両側に立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合には、この限りでない。 エ 階段を設ける場合には、傾斜路が併設されていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合には、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。 オ 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造であること。 (ア) 幅は、120cm以上であること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90cm以上とすることができる。 (イ) 縦断勾配は、8%以下であること。 (ウ) 横断勾配が設けられていないこと。 (エ) 表面は、滑りにくい仕上げであること。 (オ) 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場が設けられていること。 (カ) 両側に手すりが設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 カ 高齢者、障害者が転落するおそれのある場所には、柵、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備
--	--	--

		が設けられていること。 キ 公園全体の概要を示す案内板のうち一以上の案内板の文字等は、地色と明度の差の大きい色とし、又は図形、記号等によって表示すること等により、見やすいものであること。 ク 2の項から7の項までに規定する特定公園施設のうちそれぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。
2	屋根付広場	多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合には、そのうち一以上は、次に定める構造とすること。 ア 出入口は、次に定める構造であること。 （ア） 幅は、120cm以上であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、80cm以上とすることができる。 （イ）（ウ）の場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。 （ウ） 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合には、傾斜路が併設されていること。 イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
3	休憩所及び管理事務所	多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所及び管理事務所を設ける場合には、当該休憩所のうち一以上及び当該管理事務所は、次に定める構造とすること。 ア 出入口は、次に定める構造であること。 （ア） 幅は、120cm以上であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、80cm以上とすることができる。 （イ）（ウ）の場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。 （ウ） 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合には、傾斜路が併設されていること。 （エ） 戸を設ける場合には、当該戸の幅は80cm以上であり、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。 イ カウンターを設ける場合には、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造であること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合には、この限りでない。 ウ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

		と。 エ 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上は、6の項第2号から第5号までに定める構造であること。
4	野外劇場及び野外音楽堂	多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場及び野外音楽堂を設ける場合には、次に定める構造とすること。 ア 出入口は、1の項アに定める構造であること。 イ 出入口とウに規定する車椅子使用者用観覧スペース及びオに規定する便所との間の経路を構成する通路は、次に定める構造であること。 (ア) 幅は、120cm以上であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80cm以上とすることができる。 (イ) (ウ)の場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。 (ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合には、傾斜路が併設されていること。 (エ) 縦断勾配は、4%以下であり、3%以上4%以下の部分が30m以上続く場合にあってはその途中に150cm以上の水平な部分が設けられていること。 (オ) 横断勾配は、1%以下であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2%以下とすることができる。 (カ) 表面は、滑りにくい仕上げであること。 (キ) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 ウ 収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合には当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）が設けられていること。 エ 車椅子使用者用観覧スペースは、次に定める構造であること。 (ア) 幅は90cm以上であり、奥行きは120cm以上であること。 (イ) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段が設けられていないこと。 (ウ) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他

		の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。 オ 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上は、6の項第2号から第5号までに定める構造であること。
5	駐車場	(1) 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。 (2) 車椅子使用者用駐車施設は、当該車椅子使用者用駐車施設から1の項に定める構造の出入口までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 (3) 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。 ア 有効幅員は、350cm以上であること。 イ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近には、車椅子使用者用駐車施設である旨が見やすい方法により表示されていること。
6	便所	(1) 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に定める構造とすること。 ア 床の表面は、滑りにくい仕上げであること。 イ 男子用小便器を設ける場合には、一以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。 ウ 小便器には、手すりが設けられていること。 (2) 当該便所の一以上は、次のいずれかに該当するものであること。 ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した便房が設けられていること。 イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。 (3) 前号アの便房を設ける便所は、次に定める構造とすること。 ア 出入口は、次に定める構造であること。 (ア) 幅は、80cm以上であること。 (イ) (ウ)の場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。

		(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合には、傾斜路が併設されていること。 (エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識が設けられていること。 (オ) 戸を設ける場合には、当該戸の幅は80cm以上であり、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。 イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。 (4) 第2号アの便房は、次に定める構造とすること。 ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。 イ 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識が設けられていること。 ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。 エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。 オ 前号ア(ア)及び(オ)並びに同号イに定める構造であること。 (5) 第2号イの便所は、第3号ア(ア)から(ウ)まで及び(オ)並びに同号イ並びに前号イからエまでに定める構造であること。
7	水飲場及び手洗い場	多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場及び手洗い場を設ける場合には、それぞれ一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。
8	掲示板及び標識	多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板及び標識を設ける場合には、次に定める構造とすること。 ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。 イ 表示された内容が容易に識別できるものであること。
備考 この表の規定は、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、適用しないことができる。		

様式第 1 号（第 2 条関係）

公園内行為許可申請書 年 月 日 (あて先) 岩国市長 様 住 所 申請者 氏 名 電話番号 岩国市都市公園条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり都市公園内における行為の許可を申請します。	
行 為 の 内 容	
行 為 の 目 的	
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
行 為 の 場 所	
利 用 す る 公 園 施 設 及 び 面 積	
備 考	

様式第 2 号（第 2 条、第 3 条、第 8 条関係）

公園 （内 行 為 施設設置 施設管理 占 用） 許可事項変更許可申請書		
年 月 日		
（あて先） 岩国市長 様		
住 所 申請者 氏 名 電話番号		
都市公園法第 5 条第 1 項 次のとおり許可事項を変更したいので、都市公園法第 6 条第 3 項 の規定 岩国市都市公園条例第 3 条第 3 項 により申請します。		
既に受けた許可の概要		
既に受けた許可の年月 日 及 び 指 令 番 号	年 月 日	第 号
変 更 す る 事 項		
変 更 す る 内 容		
変 更 す る 理 由		
備 考		

様式第3号（第3条関係）

公園施設設置許可申請書	
年 月 日	
(あて先) 岩国市長 様	
住 所 申請者 氏 名 電話番号	
都市公園法第5条第1項の規定に基づき、次のとおり公園施設設置の許可を申請します。	
設 置 す る 公 園 施 設	
設 置 の 目 的	
設 置 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
設 置 の 場 所	
公 園 利 用 面 積	
構 造 の 概 要 及 び 工 事 費	
施 設 の 管 理 方 法 の 概 要	
工 事 実 施 の 方 法 (直営又は請負施行の別)	
着 手 及 び 完 了 の 時 期	年 月 日着手 年 月 日完了
管理者の氏名、住所及び職業 (施設の管理者を別に定めるとき。)	
備 考	

様式第 4 号（第 3 条関係）

公園施設管理許可申請書			
		年	月 日
(あて先) 岩国市長		様	
		住 所	
申請者		氏 名	
		電話番号	
都市公園法第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公園施設管理の許可を申請 します。			
管 理 す る 公 園 施 設			
管 理 の 目 的			
管 理 の 期 間	年	月	日から
	年	月	日まで
管 理 の 方 法 (経営方法を含む。)			
備 考			

様式第 5 号（第 7 条関係）

公園施設設置（管理）許可更新申請書	
年 月 日	
(あて先) 岩国市長 様	
住 所	
申請者 氏 名	
電話番号	
都市公園法第 5 条第 2 項の規定に基づき、許可を受けた公園施設の設置（管理）許可について更新許可を受けたいので、岩国市都市公園条例施行規則第 7 条に基づき、次のとおり申請します。	
設置（管理）の許可を更新する公園施設	
既に受けた許可の年月日及び指令番号	年 月 日 第 号
既に受けた許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
更新する期間	
備 考	

様式第 6 号（第 8 条関係）

公園 占 用 許 可 申 請 書	
年 月 日	
(あて先) 岩国市長 様	
住 所 申請者 氏 名 電話番号	
都市公園法第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり都市公園の占用許可を申請 します。	
占 用 工 作 物、物 件 及 び 施 設 名	
占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
占用の場所及び面積	
工作物等の構造概要 及 び 工 事 費	
工作物等の管理方法	
工 事 実 施 の 方 法 (直営又は請負施行の別)	
着手及び完了の時期	年 月 日着手 年 月 日完了
備 考	

様式第 7 号（第 9 条関係）

公園占用許可更新申請書 年 月 日 (あて先) 岩国市長 様 住 所 申請者 氏 名 電話番号 都市公園法第 6 条第 3 項の規定に基づき、許可を受けた公園占用許可について更新許可を受けたいので、岩国市都市公園条例施行規則第 9 条の規定に基づき、次のとおり申請します。	
更新する工作物、 物件及び施設名	
既に受けた許可の 年月日及び指令番号	年 月 日 第 号
既に受けた許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで
更新する期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

様式第8号（第11条関係）

[illegible]

備考 保管した工作物等が車両の場合においては、「名称又は種類」欄に車名を、「形状」欄に型式、塗色、番号標に指示されている番号等を記載すること。

様式第 9 号（第12条関係）

受領書		年 月 日
（宛先） 岩国市長 様		返還を受けた者 住 所 氏 名 電話番号
次のとおり工作物等（売却した代金）の返還を受けました。		
返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた工作物等	整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	形 状	
	数 量	
売却した代金の返還 にあってはその額		

備考 返還を受けた工作物等が車両の場合においては、「名称又は種類」欄に車名を、「形状」欄に型式、塗色、番号標に指示されている番号等を記載すること。

様式第10号（第13条関係）

公園施設設置完了届			
		年 月 日	
(あて先) 岩国市長		様	
		住 所 氏 名 電話番号	
公園施設の設置工事を完了したので、岩国市都市公園条例第18条第1号の規定に基づき、次のとおり届け出ます。			
設置した公園施設			
許可年月日及び指令番号	年 月 日	第	号
着手及び完了年月日	年 月 日	着手 年 月 日	完了 年 月 日
備 考			

様式第11号（第13条関係）

公園占用工事完了届			
		年 月 日	
(あて先) 岩国市長		様	
		住 所 氏 名 電話番号	
公園占用工事を完了したので、岩国市都市公園条例第18条第1号の規定に基づき、次のとおり届け出ます。			
工作物、物件及び施設名			
許可年月日及び指令番号	年 月 日	第	号
着手及び完了年月日	年 年 月 月	日着手	日完了
備 考			

様式第12号（第13条関係）

公園施設設置（管理）廃止届	
年 月 日	
(あて先) 岩国市長 様	
住 所 氏 名 電話番号	
年 月 日第 号で許可を受けた公園施設の設置（管理）を廃止するので、岩国市都市公園条例第18条第2号の規定に基づき、次のとおり届け出ます。	
廃止する公園施設	
廃 止 の 理 由	
廃 止 の 期 間	年 月 日
既に受けた許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
原状回復の方法	
備 考	

様式第13号（第13条関係）

公園占用廃止届	
年 月 日	
(あて先) 岩国市長 様	
住 所 氏 名 電話番号	
年 月 日第 号で許可を受けた公園占用を廃止するので、岩国市都市公園条例第18条第2号の規定に基づき、次のとおり届け出ます。	
廃止する工作物、 物件及び施設名	
廃止の期日	年 月 日
既に受けた許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
原状回復の方法	
備 考	

様式第14号（第13条関係）

公園原状回復届 年 月 日 (あて先) 岩国市長 様 住 所 申請者 氏 名 電話番号 都市公園法第10条第1項の規定に基づき、公園を原状に回復したので、岩国市都市公園条例第18条第3号の規定に基づき、次のとおり届け出ます。	
指令番号及び年月日	第 号 許可の種別 年 月 日 1 公園施設の設置及び管理 2 占用
原 状 回 復 の 理 由	1 許可期間の満了 2 廃止
工事者の氏名及び住所	
着工及び完了の年月日	年 月 日着手 年 月 日完了
備 考	

様式第15号（第13条関係）

公園内における監督処分に伴う工事の完了届 年 月 日 (あて先) 岩国市長 様 住 所 氏 名 電話番号 年 月 日第 号で命ぜられた工事を完了したので、岩国市都市公園条例第18条第4号の規定に基づき、次のとおり届け出ます。		
命ぜられた工事の内容		
着手及び完了年月日	年 月 日着手 年 月 日完了	
備 考		

公園構成土地物件に関する権利変動届 年 月 日 (あて先) 岩国市長 様 住 所 氏 名 電話番号 所有権] の [移転をしたので、岩国市都市公園条例第18条第5号の規定に基づ 抵当権] 設定 き、次のとおり届け出ます。	
変 動 し た 権 利 及 び そ の 内 容	
相手方の住所及び氏名	
権 利 変 動 の 日	年 月 日
備 考	

様式第17号 (第14条関係)

第 号	
公園内行為許可証	
住所 氏名	
行為の内容	
行為の目的	
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
行為の場所	
利用する公園施設 及び面積	
使用料	
条件	
注意事項	
上記の条件をもって行為の許可をする。 年 月 日 岩国市長 印	

様式第18号 (第14条関係)

第	号
公園施設設置許可証	
住所 氏名	
設置する公園施設	
設置の目的	
設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで
設置の場所	
公園施設の設置による 利 用 面 積	
施設の構造の概要 及び工事費	
施設の管理方法の概要	
工事実施の方法 (直営又は請負施行の別)	
着手及び完了の時期	
管理者の氏名、住所及び職業 (施設の管理を別に定めるとき。)	
使 用 料	
条 件	
注 意 事 項	
上記の条件をもって施設設置の許可をする。 年 月 日 岩国市長 印	

様式第19号 (第14条関係)

第	号	公園施設管理許可証			
		住所 氏名			
管理する公園施設					
管理の目的					
管理の期間	年 月 日から		年 月 日まで		
管理の方法 (経営方法を含む。)					
使用料					
条 件					
注 意 事 項					
上記の条件をもって施設管理の許可をする。 年 月 日 岩国市長 印					

様式第20号（第14条関係）

第 号	
公園占用許可証	
住所 氏名	
占用工作物、物件 及び施設名	
占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
占 用 場 所 及 び 面 積	
占用工作物等の構造、 概要及び工事費	
占用工作物等の管理方法	
工 事 実 施 の 方 法 (直営又は請負施行の別)	
工 事 の 着 手 及 び 完 了 の 時 期	
使 用 料	
条 件	
注 意 事 項	
上記の条件をもって占用の許可をする。	
年 月 日	
岩国市長 印	

様式第21号（第14条関係）

第 号		
変 更 許 可 証		
住 所 氏 名		
既に受けた許可の概要		
既に受けた許可の 年月日及び指令番号	年 月 日 第	号
変 更 す る 事 項		
変 更 す る 理 由		
使 用 料		
条 件		
注 意 事 項		
上記の条件をもって の変更を許可する。		
年 月 日		
岩国市長 印		

様式第22号（第14条関係）

第	号		
公園施設設置（管理）更新許可証			
		住 所 氏 名	
設置（管理）の許可を 更新する公園施設			
既に受けた許可の 年月日及び指令番号	年 月 日	第	号
既に受けた許可期間	年 月 日から	年 月 日まで	
更 新 す る 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
使 用 料			
条 件			
注 意 事 項			
上記の条件をもって設置（管理）の更新を許可する。			
		年 月 日	
		岩国市長	印

様式第24号（第16条関係）

使 用 料 還 付 請 求 書	
年 月 日	
(あて先) 岩国市長	様
請求者	住 所 氏 名 電話番号
年 月 日付けで納付した使用料を、次の理由により還付願いたいので請求します。	
還 付 理 由	
納 入 金 額	
還 付 金 額	

様式第25号（第17条関係）

使 用 料 減 免 申 請 書	
年 月 日	
(あて先) 岩国市長	様
請求者	住 所 氏 名 電話番号
次の理由により使用料を減免願いたいので申請します。	
理 由	